

## 議案第31号

### 愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年5月25日提出

愛西市長 日 永 貴 章

#### 提案理由

この案を提出するのは、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、改正する必要があるからである。

## 愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

愛西市後期高齢者医療に関する条例（平成20年愛西市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（市が行う事務の特例）

第2条 市は、当分の間、第2条各号に掲げる事務のほか、広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。